

令和4年第1回定例会(3月)議決結果

第1回定例会が令和4年3月3日から16日までの14日間の会期で開催されました。条例、新年度予算など34議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

令和3年の人事院勧告に伴い、本町職員の期末手当の支給率を改定し、令和4年6月の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう措置するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和3年の人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を改定し、令和4年6月の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう措置するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和3年の人事院勧告に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改定し、令和4年6月の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう措置するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

人事院勧告などに伴う給与改定について、年度ごとに任用する会計年度任用職員については、改定内容を翌年度から適用するため、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

全国的に消防団員数が減少していること、災害が多様化・激甚化し、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的として、消防団員の処遇等に関する検討がなされ、消防庁から「非常勤消防団員の報酬等の基準」が示されました。この基準に基づき、本町の消防団員の処遇改善を図るため、出動報酬の創設及び費用弁償の見直しなどを行うため、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 賛成多数)

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、国の行政機関及び独立行政法人などに係る個人情報保護制度が、「個人情報保護に関する法律」に統合する改正が行われることに伴い、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されるため、引用条文を変更するなどの所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定**

(可決 満場一致)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育に関する事務の一部を町長が管理し、執行するため新たに条例を制定し、芦屋釜振興のための組織体制の構築に関連する条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

子育て世代の経済的負担を軽減するため、子ども医療費の支給対象者を中学生から18歳までに拡大することから、子ども医療費、重度障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費の支給に関連する条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

芦屋町子ども医療費助成事業基金を子ども医療費助成事業に係る医療費に充てるだけでなく、町が負担している診療明細書の審査支払手数料に充てることができるよう、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の改正に伴い、保育所などと保護者との間の手続きで書面などによることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するほか、同基準などの改正にあわせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、家庭的保育事業者が作成・保存を行うもので、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するほか、同基準の改正にあわせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町観光基本構想推進委員会設置条例の制定**

(可決 満場一致)

平成 25 年に策定した「芦屋町観光基本構想」の推進期間 10 年が終了するにあたり、次期芦屋町観光基本構想を策定するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、芦屋町観光基本構想推進委員会を新たに設置するものです。

●**芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について**

(可決 満場一致)

新たに設置される芦屋釜振興課に関する事務を民生文教常任委員会の所管とするため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和3年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 8,000 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 普通交付税やモーターボート競走事業収入、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分などを減額しています。

歳出＝ 財政調整基金積立金を新たに計上するとともに、年度末の所要額確定による不用額を減額しています。

●令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第1号)

●令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

●令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

●令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

●令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第4号)

●令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

●令和3年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(上記7議案いずれも可決 満場一致)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

●令和4年度芦屋町一般会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 91 億 700 万円 前年度比 9.6%増

歳入＝ 町税が 11 億 9,000 万円、地方交付税が 24 億 9,000 万円、国庫支出金が 9 億 1,000 万円などとなっています。

また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、7 億円を計上しています。

なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を 5 億 4,000 万円計上してしています。

歳出＝ 総務費では芦屋釜の里収蔵展示施設改修事業費を計上し、民生費では若葉保育所園舎建替えに対する補助事業費を計上し、教育費では芦屋東公民館外部改修工事費を計上しています。

この他に、山鹿保育所内部等改修工事費や魚見公園整備工事設計委託費、緑ヶ丘団地整備事業費に加え、定住促進奨励金や出産祝金などを計上しています。

●令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 4 億 2,663 万 5,000 円 前年度比 10.9%減

歳入＝中央病院からの公債費負担金、町債(医療機器分 6,210 万円)

歳出＝中央病院への貸付金・負担金、公債費

●令和4年度芦屋町国民健康保険特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 16 億 3,137 万 9,000 円 前年度比 0.1%増

歳入＝国民健康保険税、県支出金など

歳出＝保険給付費、国民健康保険事業費納付金など

●令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 2 億 5,972 万 1,000 円 前年度比 5.3%増

歳入＝後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金など

歳出＝後期高齢者医療広域連合納付金など

●令和4年度芦屋町国民宿舎特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 816 万円 前年度比 91.7%減

歳入＝消費税還付金、指定管理者からの納入金など

歳出＝修繕料など

●令和4年度芦屋町給食センター特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 1 億 5,097 万 7,000 円 前年度比 10.3%増

歳入＝給食費収入、一般会計からの繰入金など

歳出＝給食事業費、給食賄材料費、人件費、など

なお、学校給食費の保護者負担を軽減するため、学校給食費繰入金 1,927 万円を新たに計上しています。

●令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算

(可決 満場一致)

収益的収入＝1,452億260万6,000円 前年度比4.4%減
本場開催の収入、場外発売受託事業収入など
収益的支出＝1,402億9,151万3,000円 前年度比4.2%減
本場開催の経費、場外発売受託事業費など
資本的支出＝16億2,750万9,000円 前年度比18.2%増
本場の施設改良費など

●令和4年度芦屋町公共下水道事業会計予算

(可決 満場一致)

収益的収入＝7億7,605万3,000円 前年度比8.6%増
下水道使用料、長期前受金の戻入、一般会計補助金など
収益的支出＝8億1,644万3,000円 前年度比9.2%増
減価償却費、浄化センターなどの維持管理費、企業債支払利息、人件費など
資本的収入＝8億412万6,000円 前年度比184.9%増
国庫補助金、一般会計補助金、企業債など
資本的支出＝9億9,345万9,000円 前年度比106%増
企業債元金償還金、処理場・ポンプ場改築工事、人件費など

【人 事】

●副町長の選任同意

(同意 満場一致)

任期満了に伴い中西新吾氏を再度選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

氏 名 中西 新吾
生年月日 昭和32年11月11日
住 所 芦屋町中ノ浜

●芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意

(同意 満場一致)

任期満了に伴い吉永和子氏を再度選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

氏 名 吉永 和子
生年月日 昭和24年11月3日
住 所 芦屋町江川台

【その他】

●北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議

(可決 満場一致)

昭和 53 年 3 月に北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町の二市四町で形成した北九州都市圏広域行政推進協議会を廃止することについて協議するため、地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

なお、これまで本協議会で実施してきた事業は、平成 28 年 4 月に形成した連携中枢都市圏「北九州都市圏」で策定している連携中枢都市圏ビジョンに包含されています。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う一般会計補正予算(専決第 2 号)を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

【決 議】

●ロシアによるウクライナへの侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議

(可決 満場一致)

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して強く抗議し、武力行使の即時停止と、ウクライナ領土からの無条件完全撤退を強く求め、我が国政府に対しても、国際社会とも連携し平和的解決に向けた外交努力を尽くすことを強く求める決議です。

※決議の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報 告】

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料滞納者に対し、未払住宅使用料の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明け渡し及び未払い住宅使用料などの支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものです。